

福島再生加速化交付金 (長期避難者生活拠点形成)基金交付要綱(農林水産省)

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成26年2月28日付け25農振第2072号

最終改正 平成27年4月9日付け26農振第1981号

(通則)

第1 福島再生加速化交付金制度要綱(平成26年2月28日付け、府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号通知。以下「制度要綱」という。)第2に規定する福島再生加速化交付金のうち、農林水産大臣を福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)実施要綱(平成26年2月28日付け復本第271号・警察庁甲官発第56号・25文科政第91号・厚生労働省発会0228第5号・25農振第2068号・国官会第2894号通知。以下「実施要綱」という。)第1の3に規定する交付担当大臣(以下「交付担当大臣」という。)とするもの(実施要綱第8の1に規定する基金に交付するものに限る(以下「交付金」という。))の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号。以下「法」という。)、福島復興再生特別措置法施行令(平成24年政令第115号)、福島復興再生特別措置法施行規則(平成24年復興庁令第3号。以下「規則」という。)、法第5条に規定する福島復興再生基本方針、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)その他法令、制度要綱、実施要綱及び関連通知の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

ただし、基金の管理運営に関する事項については、福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成)基金管理運営要領(平成26年2月28日付け復本第273号・警察庁甲官発第57号・25文科政第92号・厚生労働省発会0228第6号・25農振第2069号・国官会第2895号通知。以下「基金管理運営要領」という。)に定めるところによる。

(交付の目的)

第2 交付金は、法第35条第1項に規定する避難先市町村又は法第34条第1項に規定する避難元市町村(以下「避難先市町村等」という。)に基金を造成し、当該基金を活用することにより、法第35条第1項に規定する生活拠点形成事業計画(以下「生活拠点形成事業計画」という。)に基

づく法第36条第1項に規定する生活拠点形成事業等（以下「生活拠点形成事業等」という。）を実施することを目的とする。

（交付先及び交付期間）

第3 交付金は、避難先市町村等の長に対し、その申請に基づいて交付するものとする。

2 交付金を交付する期間は、生活拠点形成事業計画に記載された計画期間とする。

（交付対象事業）

第4 交付金は、生活拠点形成事業等を実施するための基金（以下「生活拠点形成交付金基金」という。）を造成する事業（以下「基金造成事業」という。）を交付の対象とする。

（生活拠点形成事業等の内容）

第5 生活拠点形成事業等は、実施要綱第2の1に規定する基幹事業のうち「農」のある暮らしづくり事業及び実施要綱第2の2に規定する避難者支援事業等とする。

2 交付の対象経費及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

3 基幹事業の内容、基幹事業を実施する者（以下「事業実施主体」という。）及び基幹事業の実施要件は、別添に定めるものとする。

（交付額）

第6 農林水産大臣は、実施要綱第5により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、次項の交付金の交付額の範囲内で、基金造成事業に要する費用を避難先市町村等に交付するものとする。

2 交付金の交付額は、実施要綱第4により避難先市町村等に通知された生活拠点形成事業等ごとの交付可能額を限度とし、次に掲げる式により算出した額とする。

$$\text{交付額} = A + B$$

$$(1) A = \sum_{i=1}^m \left(A_i \times i + \frac{A_i - A_i \times i - a_i}{2} \right)$$

A : 基幹事業の交付額の総額

A_i : 基幹事業 i の交付対象事業費

i : 別表に定める基幹事業 i の基本国費率

a_i : 基幹事業 i の交付対象事業費のうち国及び避難先市町村等以外の者（民間事業者等）が負担する額

m : 基幹事業の事業数

$$(2) B = \sum_{j=1}^n (B_j \times \quad)$$

B : 避難者支援事業等の交付額の総額

B_j : 避難者支援事業等 j の事業費

: 避難者支援事業等の基本国費率 (0.8)

n : 避難者支援事業等の事業数

(交付申請)

第7 交付金に係る適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、避難先市町村等は、交付金の交付を受けようとするときは、実施要件の確認等に必要の関係書類を添えて、実施要綱第4の規定による交付可能額の通知において指定された期日までに、正副2部を内閣総理大臣を經由して農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する関係書類は、別添に定めるものとする。

(交付決定の通知)

第8 農林水産大臣は、第7の規定により避難先市町村等から書類の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、これを内閣総理大臣を經由して避難先市町村等に通知するものとする。

(交付の条件)

第9 生活拠点形成交付金基金は、交付金の交付を受けて、新たに造成するものとする。また、交付金の追加交付を受けた場合は、同一の基金に積み増すものとする。

2 生活拠点形成交付金基金は、他の交付担当大臣の交付に係るものと別に経理するものとする。

3 生活拠点形成交付金基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、第2の目的に反して、取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

4 生活拠点形成交付金基金は、元本割れを起こさない方法で運用し、かつ運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れることとする。

5 避難先市町村等は、基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(交付申請の変更)

第10 避難先市町村等は、交付規則第3条第1号イ又は口の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の変更承認申請書正副2部に変更内容の確認等に必要の関係書類を添えて、内閣

総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(変更の承認)

第11 農林水産大臣は、第10の規定により避難先市町村等から書類の提出があったときは、審査の上、変更すべきと認めたときは速やかに変更の交付決定を行い、これを内閣総理大臣を経由して避難先市町村等に通知するものとする。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ又はロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、交付可能額の増加、事業実施主体の変更及び生活拠点形成事業計画に位置付けられていない交付対象事業の新設以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第13 避難先市町村等は、基金造成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は基金造成事業の遂行が困難となった場合は、交付規則第3条第2号の規定に基づき、基金造成事業が予定の期間内に完了しない理由又は基金造成事業の遂行が困難となった理由及び基金造成事業の遂行状況を記載した書類正副2部を内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第14 避難先市町村等は、適正化法第9条第1項及び交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとする場合には、交付決定の通知の日から起算して15日以内に取下げ理由を記載した書類正副2部を内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(交付金の支払)

第15 避難先市町村等は、第8の規定による交付決定の通知を受けた後、交付金の支払いを受けようとするときは、別記様式第3号による請求書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第16 交付規則第6条第1項の規定による実績報告の様式は、別記様式第4号のとおりとし、避難先市町村等は、基金の造成が完了した日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに正副2部を内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(額の確定)

第17 農林水産大臣は、第16第1項の規定による書類の提出を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金造成事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、これを内閣総理大臣を經由して避難先市町村等に通知するものとする。

2 農林水産大臣は、避難先市町村等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、当該交付金の額が基金造成事業に要した経費を超えるときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から20日（避難先市町村等が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、農林水産大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じた延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第18 農林水産大臣は、第9第5項の基金造成事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

イ 避難先市町村等が、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付規則、制度要綱、実施要綱、基金管理運営要領、関連通知又はこの要綱の規定に基づく農林水産大臣の処分又は指示に違反した場合

ロ 避難先市町村等がこの要綱に基づき交付した交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

ハ 避難先市町村等が、基金造成事業に関して不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合

ニ 交付の決定後生じた事情の変更等により、基金造成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 農林水産大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 農林水産大臣は、第1項イからハまでの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、返還に係る金額に対して、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じた加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定を準用するものとする。

(生活拠点形成事業等の状況報告)

第19 避難先市町村等は、当該年度に実施した生活拠点形成事業等について、

別記様式第5号による状況報告書を作成し、毎年度終了後6月20日までに正副2部を内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、第1項の規定に基づき書類の提出を受けた生活拠点形成事業等の実施状況が低い水準に止まっている場合には、避難先市町村等に対し、その理由を明らかにすることを求めるとともに改善の指導を行うものとする。

(生活拠点形成事業等の完了報告)

第20 避難先市町村等は、生活拠点形成事業等が全て完了した場合（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）又は平成28年度末を経過した場合は、その日から起算して70日を経過する日までの間に別記様式第6号による事業完了報告書正副2部を内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(監督等)

第21 国は避難先市町村等に対し、それぞれ、その実施する生活拠点形成事業等に関し、適正化法その他の法令の施行のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する生活拠点形成事業等の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(財産の管理等)

第22 避難先市町村等は、生活拠点形成事業等（生活拠点形成事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、生活拠点形成事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従い、効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第23 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号に規定する農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(関係書類の保管)

第24 交付規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 2 取得財産等が交付規則に定める処分制限期間を経過していない場合に

においては、前項に規定する書類に加え、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(生活拠点形成事業等の実施)

第25 避難先市町村等は、生活拠点形成事業等の実施に係る補助を行う場合には、交付申請その他の手続きに係る補助要綱等を定めるものとする。この場合、交付の条件として、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付規則、制度要綱、実施要綱、基金管理運営要領、関連通知又はこの要綱に定める事項を付さなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月28日から施行し、平成25年度補正予算第1号から適用する。
- 2 長期避難者生活拠点形成交付金（長期避難者生活拠点形成交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成25年5月16日付け25農振第407号通知。以下「旧交付要綱」という。）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の旧交付要綱に基づく平成25年度当初予算に係る国の交付金の基金の運営については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。

別表（第4第2項関係）

事業区分	対象経費	基本国費率
<p>「農」のある暮らしづくり事業</p>	<p>市民農園・農業体験農園等の新設又は補修・改修に要する経費</p> <p>1 市民農園・農業体験農園 市民農園・農業体験農園（区画造成、園路整備、温室・ハウス整備等）及び附帯施設（休憩所、簡易宿泊施設、トイレ、農機具収納庫、給排水施設、ごみ置場、駐車場、照明施設等</p> <p>2 1と併せ整備する加工体験施設 市民農園で収穫した農作物等の調理・加工等農園利用者と地域住民との交流の場となる交流加工体験施設</p>	<p>1 / 2 以内</p>

別添 「農」のある暮らしづくり事業

事業内容	事業実施主体	実施要件
<p>市民農園・農業体験農園の新設又は補修・改修</p> <p>1 市民農園・農業体験農園（区画造成、園路整備、温室・ハウス整備等）及び附帯施設（休憩所、簡易宿泊施設、トイレ、農機具収納庫、給排水施設、ごみ置場、駐車場、照明施設等）</p> <p>2 1と併せ整備する加工体験施設 市民農園で収穫した農作物等の調理・加工等農園利用者と地域住民との交流の場となる交流加工体験施設</p>	<p>市町村</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>1 下記の基準等に適合するものであること。</p> <p>(1) 目標が適正に設定されていること。</p> <p>(2) 利用計画を作成していること。また、利用計画において施設が必要かつ適切な規模であるとともに、利用計画に沿って施設が適切にかつ、耐用年数の期間にわたり利用されると認められること。</p> <p>(3) 収支が黒字になると見込まれ、管理運営が確実に実行されると見込まれること。</p> <p>(4) 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完成した施設等を交付対象とすることはできないものとする。</p> <p>(5) 本交付金の対象事業については、単年度で完了するものとする。</p> <p>(6) 事業の用に供する用地等について、事業実施主体が所有権を得ている若しくは賃借権の設定等を受けていること又はこれらの権利を得ることが確実であること。</p> <p>(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく占有の許可又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体が、関係法規の定めるところにより、これらを得ることが確実であること。</p> <p>(8) 資材の有効利用、事業費の抑制等の観点から、事業実施の実情に即し必要があると認められ、かつ、次に掲げる条件を満たす場合は、古品、古材について事業を交付対象とすることができるものとする。</p> <p>ア 古品、古材を利用することにより事業費が抑制</p>

- されること。
- イ 利用する古品、古材の材質、規格、型式等について、新品、新資材と統一的な利用とする上で不都合がないものであり、かつ、新品、新資材と同程度の耐用年数を有するものであること。
- ウ 古品、古材の補修費は交付対象に含まれていないこと。
- (9) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表による耐用年数が5年以上のものとする。
- (10) 目的外使用であるもの及び目的外使用のおそれの多いもの並びに事業効果の少ないものは交付対象としないものとする。
- (11) 施設等の規模については、類似する施設等を参酌する等により、著しく過大とならないようにするものとする。
- (12) 本交付金の事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情に即した適正な価格により算定するものとする。
- (13) 単に区画割りした農地を貸し付けるだけでなく、営農指導サービスを提供する等の多様な取組を伴うモデル的な取組であること。
- (14) 特定農地貸付の方法により市民農園を開設する場合については、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の特定農地貸付の承認又は市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第3項の市民農園の開設認定を受けることが確実であること。
- (15) 事業内容が「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年11月1日14農振第1452号農村振興局長通知）を踏まえたものであること。
- (16) 市民農園等の利用者が5名以上見込まれること。

		<p>2 事業実施区域が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項又は第2項の規定による都市計画区域内であること。</p>
--	--	--